

令和6年11月1日

生活資金における「元利均等返済」及び「ボーナス返済」の取扱い開始について

独立行政法人北方領土問題対策協会は、融資事業でご利用いただいております「生活資金」につきまして、毎月のご返済額が一定となる「元利均等返済」と、半年ごとの「ボーナス返済」のお取扱いを開始いたしましたのでお知らせいたします。

なお、生活資金の概要につきましては、下記のとおりです。

主な用途	借入限度額	利率（年利）
生活維持、その他臨時小口生活資金	40 万円	1.92% 〔連帯保証人を付さない場合 2.42%〕
子及び孫の進学時入学金、医療費、技能習得費、生活の安定に必要な物品購入資金、その他の臨時的資金	120 万円 〔特に必要と認められる場合 250 万円〕	
介護施設入居費・福祉車両購入資金等、介護に係る臨時的資金	300 万円	

（利率は令和6年11月1日現在のものです）

以上

＜本件に関するお問い合わせ先＞

独立行政法人北方領土問題対策協会

札幌事務所 融資グループ

中村（なかむら）、関（せき）、檜原（ならはら）

電話：0120-404-251（通話料無料）